

令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方及び想定される事業効果 (5点)
- (2) 男性の育休取得促進のための県内企業向け研修の開催 集合型研修の開催 (25点)
- (3) 男性の育休取得促進のための県内企業向け研修の開催 企業版両親学級の開催 (40点)
- (4) 周知及び募集 (15点)
- (5) 業務実施体制及びスケジュール (5点)
- (6) 県が推進する施策への取組 (5点)
- (7) 経費見積 (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 開催日程（予定）
日時：令和8年4月23日（木）13時30分～16時（予定）
審査会に参加申し込みをした事業者に対して、開催日時及び場所を別途通知します。
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
 - ② 参加者の審査委員会への入室は1参加者当たり2名までとします。
 - ③ 順番は別途お知らせします。
 - ④ 使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査の終了後、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定しま

す。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、審査委員の協議により候補者と次点者を選定します。
- (5) 審査委員による採点の合計点数を審査員数で除した点数が60点に満たない場合には、適切な提案ではないと判断し、候補者又は次点者として選定しません。また、全者において適切な提案がない場合には、プロポーザルの手続きを中止することとします。